資料２

光市こども計画について

１　計画の位置付け（**図１**）

こども基本法では、全国の地方公共団体に対して、こどもの健やかな成長や結婚・妊娠・出産・子育てに関する支援に加えて、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備をはじめとした子育て家庭に関する施策や、社会生活を営む上で困難を抱える者への支援などのこども施策を実施する責務を課している。

本計画は、こども基本法第 10 条第２項に規定する「市町村こども計画」として、こども大綱や「都道府県こども計画」等を勘案し、本市のこども施策に関して定めた計画である。

＜その他勘案した計画＞
〇子ども・子育て支援法第 61 条第１項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」
〇子ども・若者育成支援推進法第９条第２項に規定する「市町村子ども・若者計画」
〇こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第２項に規定する「市町村計画」
〇次世代育成支援対策推進法第８条第１項に規定する「市町村行動計画」

また、本計画は、おっぱい都市宣言の理念を踏まえた上で、本市のまちづくりの指針である「第３次光市総合計画」を上位計画として整合を図り、こどもの誕生前から乳幼児期・学童期・思春期・青年期までのライフステージに関係する本市の分野別計画などとの調和を図る。

※こども基本法（**別紙資料 2**）

２　計画期間

令和７年度から令和 11 年度(2029 年度)までの５年間。

３　計画の対象（**図２**）

０歳からおおむね 30 歳までの心身の発達の過程にある者を「こども」と総称し、こどもや妊娠期の方、子育て家庭を対象。

本計画での表記は、基本的に法令や大綱での呼称や区分に基づく。

4　施策の体系（図３）

【基本理念】・・・「すべてのこどもが主人公　一人ひとりが輝くまち“ひかり”
～笑顔あふれるまちの実現にむけて～」

＜基本施策１:こどもが将来を選択できるまちへ＞

全てのこどもたちが自らの未来を選択できるよう、その人格や個性を尊重し、こどもの権利に関する理解促進や、こどもたちが活躍できる機会づくりに取り組むとともに、困難な状況に置かれたこどもに十分な配慮をした上で、将来や夢や希望を抱くことができる環境づくりに取り組む施策。

＜基本施策２：こどもが安心して学び、育つことができるまちへ＞

乳幼児期から青年期にかけて様々な体験を通じて成長し、やがて、次世代の成長を応援していく当事者となる、今のこどもたちや、子育て家庭を多角的な視点から切れ目なく支援し、このまちでの結婚や子育てに希望を見いだせる環境づくりに取り組む施策。

＜基本施策３：こどもを取り残さないまちへ＞

全てのこどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく社会生活を営むことができるようにするとともに、「身体・心・環境」などの多角的な観点を持ち、将来にわたる生活の基盤の確保に取り組む施策。

＜基本施策４：こどもを総出で応援するまちへ＞

地域がこどもや子育て家庭を包む最も身近な社会として、「こどもの健やかな成長は本市の未来に関わる重要な事項」との意識の醸成に取り組む施策。

（図１）

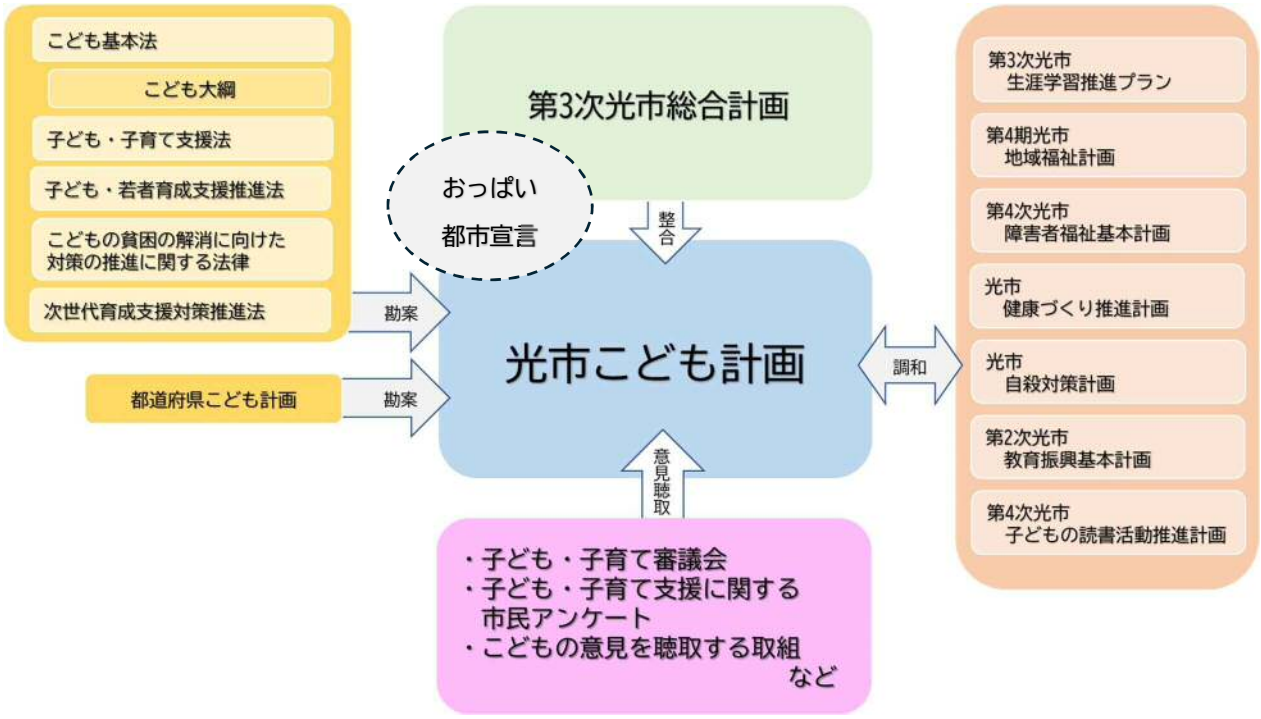

（図２）

法令や大綱の名称	呼称	区分
こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者
児童福祉法	児童	満 18 歳に満たない者
子ども・若者育成支援推進大綱	乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
	学童期	小学生の者
	思春期	中学生からおおむね 18 歳までの者
	青年期	おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満までの者
	青少年	乳幼児期から青年期までの者

（図３）

【施策の体系図】

すべてのこどもが主人公　一人ひとりが輝くまち“ひかり”

～笑顔あふれるまちの実現にむけて～

【個別施策】

基本施策１　こどもが将来を選択できるまちへ

１　こどもの権利の保障

①人権教育・啓発等の充実	⑤若年層への選挙啓発の実施	⑨ブックスタート事業の実施	⑬中学生リーダー養成講座、光ジュニアクラブ活動の支援	⑰子育て支援の「わ」事業の実施
②男女共同参画の推進	⑥子育て支援センターの運営	⑩農業体験研修事業の実施	⑭こどもの遊び場となる公園等の安全確保	⑱放課後児童クラブの運営
③こどもの意見聴取事業の実施	⑦児童館の運営	⑪周防の森ロッジの運営	⑮こどもの遊び場となる都市公園の計画的な改修	⑲放課後子ども教室の開催
④はたちの集いの企画・運営	⑧小中学校学校司書配置	⑫子ども会活動の支援	⑯子育てサークル等の育成と支援	⑳地域コミュニティ活動の充実

２　こどもの権利侵害の防止

①こども家庭センターきゅっとの充実	⑤子育て世帯訪問支援事業の実施	⑨DV等相談体制の充実	⑬スクールカウンセラー派遣事業の実施	⑰周南広域校外補導連絡協議会の活動支援
②要保護児童対策地域協議会の充実	⑥子育て短期支援事業の実施	⑩専門家による教育相談の実施	⑭子ども環境クリーンアップ活動の実施	⑱青少年補導委員連絡協議会の活動支援
③児童虐待対策の強化	⑦きゅっとサポーターの配置	⑪ヤングテレホンひかりの運営	⑮消費生活支援事業の実施	⑲校外補導連盟の活動支援
④養育支援訪問事業の実施	⑧ヤングケアラーの支援	⑫スクールライフ支援員事業の実施	⑯メロディパトロールの実施	

基本施策２　こどもが安心して学び、育つことができるまちへ

１　こどもや子育て家庭への医療・健康の支援

①母子健康手帳の交付	⑧妊産婦・新生児・乳幼児訪問、未熟児訪問の実施	⑮育児相談・のびのび相談の実施	㉒乳児の適切な栄養指導の実施	㉙学校における特色ある食育事業の実施
②プレママの開催	⑨こんにちは赤ちゃん事業の実施	⑯すくすく教室の実施	㉓プラス葉酸☆人生最初の1,000日応援事業の実施	㉚食育相談の実施
③妊産婦健康診査の実施	⑩母子保健推進員の個別訪問の実施	⑰５歳児発達相談事業の実施	㉔食生活改善推進協議会による食育推進	㉛周産期医療体制の充実
④予防接種の実施	⑪産後ケア事業の実施	⑱妊婦歯科健康診査の実施	㉕光の恵み de 朝ごはん事業の実施	㉜小児救急医療体制の充実
⑤新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施	⑫産前・産後サポーター派遣事業の実施	⑲親子でハッピー歯科健康診査の実施	㉖離乳食教室の実施	㉝母子手帳アプリ事業の実施
⑥新生児聴覚検査・乳幼児健康診査の実施	⑬【再】養育支援訪問事業の実施	⑳歯科保健事業の実施	㉗チャイベビ食育事業の実施	㉞子育て情報の充実
⑦出産・子育てしっかりサポート★ひかりの実施	⑭【再】子育て支援センターの運営	㉑歯科相談の実施	㉘学校給食における地産地消の推進	

２　こどもや子育て家庭への教育、保育の充実

①保育事業の実施	⑧病児保育事業の実施	⑮イングリッシュプラン光事業の実施	㉒不登校未然防止・早期対応等の取組の充実	㉙ふれあい促進事業の実施
②幼児期の教育の推進	⑨【再】子育て短期支援事業の実施	⑯海外派遣事業の実施	㉓光っ子教育サポート事業の実施	㉚未来のパパママ応援事業の実施
③延長保育の実施	⑩【再】児童館の運営	⑰次世代型コミュニティ・スクールの充実	㉔いじめ問題への対応	㉛思春期保健事業の実施
④幼稚園預かり保育事業及び幼稚園型一時預かり事業の実施	⑪ファミリー・サポート・センター事業の拡充	⑱地域学校協働活動推進事業の実施	㉕【再】きゅっとサポーターの配置	
⑤一時預かり事業の実施	⑫公立幼保施設の再編	⑲中学校部活動改革推進事業の実施	㉖こども食堂の支援	
⑥こども誰でも通園制度の実施	⑬連携・協働教育推進事業の推進	⑳【再】スクールライフ支援員事業の実施	㉗コミュニティセンターの運営	
⑦休日保育事業の実施	⑭夢の実現に向け志を抱かせるキャリア教育の推進	㉑【再】スクールカウンセラー派遣事業の実施	㉘【再】放課後児童クラブの運営	

基本施策３　こどもを取り残さないまちへ

１　子育てや教育に関する経済的負担の軽減

①【再】出産・子育てしっかりサポート★ひかりの実施	④児童手当の支給	⑦不妊・不育症治療費の助成	⑩助産施設への入所	⑬多子世帯の国民健康保険税の減免
②幼児教育・保育の無償化	⑤乳幼児医療費の助成	⑧未熟児養育医療費の給付	⑪就学援助・特別支援教育就学奨励費の支給	⑭産前産後期間の国民健康保険税の減額
③保育料の軽減	⑥子ども医療費の助成	⑨【再】予防接種の実施	⑫奨学金の貸付による修学支援の実施	

２　困難な状況にあるこどもや子育て家庭への支援

①【再】保育料の軽減	⑨新母子家庭見舞金の支給	⑰【再】子育て短期支援事業の実施	㉕児童福祉手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当の給付
②実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	⑩ひとり親家庭医療費の助成	⑱【再】きゅっとサポーターの配置	㉖医療的ケア児に対する相談体制の整備
③【再】こども食堂の支援	⑪母子生活支援施設への入所	⑲障害児保育・障害児教育の実施	㉗発達支援研修会の実施
④【再】就学援助・特別支援教育就学奨励費の支給	⑫【再】こども家庭センターきゅっとの充実	⑳障害児通所支援の利用促進	㉘【再】光っ子教育サポート事業の実施
⑤【再】奨学金の貸付による修学支援の実施	⑬要保護児童対策地域協議会の充実	㉑障害児（者）家族サポート事業の実施	㉙通級指導教室の設置
⑥母子家庭・父子家庭自立支援給付金の支給	⑭【再】児童虐待対策の強化	㉒自立支援医療の給付	㉚ことばの教室の設置
⑦児童扶養手当の支給	⑮【再】養育支援訪問事業の実施	㉓軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成の実施	㉛特別支援教育推進事業の実施
⑧【再】助産施設への入所	⑯【再】子育て世帯訪問支援事業の実施	㉔小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	

３　青年期の若者やその家族への支援

①若年無就業者の就労支援	③地元就職の促進	⑤包括的な創業支援	⑦【再】地域コミュニティ活動の充実
②障害者と事業者間における雇用・就業機会の創出	④職業能力開発の支援	⑥出会いの場への参加促進	

基本施策４　こどもを総出で応援するまちへ

１　地域の力の活用

①【再】ファミリー・サポート・センター事業の拡充	④【再】母子保健推進員の個別訪問の実施	⑦家庭教育支援推進事業の実施	⑩【再】周南広域校外補導連絡協議会の活動支援	⑬【再】男女共同参画の推進	⑯おっぱいまつりの実施
②おっぱい応援団事業の推進	⑤民生委員児童委員・主任児童委員の活動	⑧【再】地域学校協働活動推進事業の実施	⑪子育て講座の実施	⑭企業等におけるワーク・ライフ・バランスの促進	
③【再】こども食堂の支援	⑥【再】次世代型コミュニティ・スクールの充実	⑨【再】中学校部活動改革推進事業の実施	⑫ライフステージに応じたスポーツやレクリエーション活動の普及と推進	⑮ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	